

令和5年（行ウ）第171号 帰化不許可処分取消請求事件
令和5年（行ウ）第478号 帰化不許可処分無効確認請求事件
令和5年（行ウ）第480号 国家賠償請求事件

原告

被告 国

求釈明書

2024年（令和6年）10月7日

東京地方裁判所

民事第51部2B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 関 聡 介

同 鈴木 雅 子

同 小田川 綾 音

同 高 見 智恵子

原告訴訟復代理人弁護士 俵 公二郎

本日付け原告準備書面（5）との関係で、以下の点について被告において明らかにされるべく釈明を求められたい。

- 1 「法務省行政文書管理規則」（法務省行政文書取扱規則1条参照）の内容を、明らかにされたい。（各処分時のものを書証として提出されたい。）
- 2 被告人が引用する法務省行政文書取扱規則上の規定以外に、本件各帰化処分の法務大臣の権限が法務省民事局長に対して委任ないし委譲されていることの根拠となる法令があるか否か明らかにされたい。（あれば、その具体的規定を摘示し、必要な書証を提出されたい。なければ、いかなる根拠で法務省行政文書取扱規則を根拠規定と解することができるのか、理由を具体的に示されたい。）
- 3 本件各処分それぞれにつき、法務大臣は直接には何ら決済等をもって許否判断に関与していないのかどうかという点につき、明らかにされたい。（関与したなら、その具体的な日付と関与の具体的態様を明らかにされるとともに関連証拠を提出されたい。）
- 4 甲34号証で提出した第101回国会衆議院予算委員会第二分科会議録第2

号において、土井たか子分科委員から、帰化申請に対する取扱いについて通達を出しているかが問われたところ、当時の法務省民事局長である枇杷田泰助氏は、「一応どのような状況であれば帰化が認められるというふうなことは、行政庁内部の基準としては各法務局に流しております。」と答弁し（甲34号証42ページ）、帰化基準についての通達の存在を認めている。ここで枇杷田泰助氏が言及している内部基準、通達及びそれに関連する書面を明らかにされたい。

- 5 上記4で指摘した通達等とは別に、難民条約34条を踏まえて難民の帰化に関して考慮すべき事項やその基準を述べた内部基準、通達等があるか否かを明らかにされたい。あれば、その通達等を明らかにされたい。

以上